

函館バス事件 事件進捗一覧表

R5.11.29 作成

番号	結果	申立日	係属先	事件番号	当事者	概要	進捗等
1	◎全面勝訴	R3.3.22	北海道労委	R3道委不4号	函館バス支部	黒瀧執行委員長に対する定年後再雇用拒否、大岩書記長解雇解雇などが不利益取扱、支配介入行為であるとして、復職や賃金相当額の支払、ポストノータイス等を求める事件	R5.10.20救済命令
	—	↪	中労委		函館バス支部	同上、救済命令が発令されたため、会社が再審査を求める事件	
2	◎全面勝訴	R3.6.28	函館地裁	R3(ワ)87号	黒瀧	黒瀧執行委員長に対する定年後再雇用拒否には理由がなく、地位確認、賃金相当額の支払を求める事件	R4.12.13判決 R5.1.18強制執行(動産)
3	◎全面勝訴	↪	札幌高裁	R5(ネ)29号	黒瀧	同上、会社が敗訴したため控訴した事件	R5.8.22判決 R5.10.10 強制執行(動産)
4	—	↪	最高裁	R5(ネオ)第49号	黒瀧	同上、会社が敗訴したため上告提起した事件	会社の理由書提出待ち
5	—	↪	最高裁	R5(ネ受)第56号	黒瀧	同上、会社が敗訴したため上告受理申立した事件	同上
6	◎全面勝訴	R3.8.10	北海道労委	R3道委不6号	函館バス支部	会社の団体交渉拒否、O氏との間で勝手に36協定を締結した行為が支配介入行為にあたるものとして、団交応諾、ポストノータイスを求める事件	R5.1.30日救済命令
7	—	↪	中労委	R5不再2号	函館バス支部	同上、救済命令が発令されたため、会社が再審査を求める事件	R5.6.9 第1回期日 R5.9.25 第2回期日 R5.12.13 第3回期日
8	◎全面勝訴	R4.1.31	函館地裁	R4(ワ)14号	T、M、N、Y	O氏弾劾に関与したT組合員他4名に対する配置転換は、労働協約所定の函館バス支部との労使協議を経ていないほか、配置転換の必要性・人選の合理性がないとして配置転換先の就労義務がないことの確認や賃金相当額、会社及び社長に対して計330万円の損害賠償請求を求める事件。その後、会社がT組合員、Y組合員を懲戒解雇したため、両名の地位確認請求を追加し、損害賠償請求額を計1430万円に増額した	R5.7.24 弁論終結 R5.10.24 判決【会社及び社長に対して、計550万円の損害賠償請求認容】
9	—	↪	札幌高裁	R5(ネ)第328号	T、M、N、Y	同上、会社が敗訴したため控訴した事件	R5.1.25 第1回期日
10	—	R4.2.16	北海道労委	R4年道委不1・2号	函館バス支部	同上、T組合員ら4名に対する配置転換が不利益取扱、支配介入行為であるとしてその救済を求める事件	R4.3.1審査の実行確保措置勧告として、会社に解雇や懲戒等をしていないよう勧告 R5.8.14に結審 R6年初頭に救済命令見込み
11	—	R4.2.24	北海道労委	R4道委不3号	道本部	上部団体である道本部との団体交渉拒否が違法であるとして、団交応諾、ポストノータイスを求める事件	R5.10.20結審 R6.春頃救済命令見込み
12	◎全面勝訴	R4.2.24	函館地裁	R4(ワ)32号	大岩	大岩書記長に対する懲戒解雇が無効であるとして、地位確認、会社及び社長に対して金110万円の損害賠償を求める事件	R5.7.24 弁論終結 R5.10.24判決【会社及び社長に金55万円の損害賠償請求認容】
13	—	↪	札幌高裁	R5(ネ)第329号	大岩	同上、会社が敗訴したため控訴した事件	・期日調整中

番号	結果	申立日	係属先	事件番号	当事者	概要	進捗等
14	◎全面勝訴	R4.2.24	函館地裁	R4(ヨ)10号	函館バス支部	会社の団交拒否が違法であるとして、函館バス支部が団体交渉を求める地位にあることの仮の確認を求める事件	ジュリスト1589号142頁(北村賢哲評釈)
15	◎全面勝訴	↪	函館地裁	R4(モ)11号	函館バス支部	同上、会社が敗訴したため保全異議を申し立てた事件	
16	◎全面勝訴	↪	札幌高裁	R4(ラ)152号	函館バス支部	同上、会社が再度敗訴したため保全抗告を申し立てた事件	
17	判断保留 (保全の必要性なし)	R4.5.16	函館地裁	R4(ヨ)16号	Y	Y組合員に対する配置転換が無効であるとして、配転先での就労義務がないことを仮に求める事件。その後、会社が懲戒解雇したため、仮地位確認請求に変更した	暫定的な救済を求めたが、私鉄総連が生活費を保障していることから、本案事件(函館地裁令和5年(ワ)14号事件)の結審が近いことから、保全の必要性がないとされて却下 配置転換や懲戒解雇の有効性については一切判断が示されず、判断保留の状況
18	判断保留 (保全の必要性なし)	R4.9.8	函館地裁	R4(ヨ)26号	T	T組合員に対する保全事件であり、Y組合員と同旨	同上
19	—	R4.11.21	函館労働基準監督署	—	函館バス支部ほか	会社は、36協定を有効に締結せずに、時間外・休日労働をさせていることから、労働基準監督署の是正指導を求めた事件	労働基準監督署の臨検調査に対して、少なくとも半年以上にわたって担当者不在などと回答し、これを拒絶 R5.9.13刑事告発 R5.10.18受理
20	—	R4.12	函館市、近隣市町村、株主、取締役等	—	函館バス支部	会社の違法行為を報告し、その是正を求めるために公益通報をした事件	R4.12 函館市及び近隣市町村に送付 R5.9.13 函館市及び近隣市町村、株主、取締役に送付 今後、「ビジネスと人権」の観点に基づき追加送付を予定
21	◎全面勝訴	R4.12.8	函館地裁	R4(ナ)2号	S	会社の暖房手当不払がS執行委員の団結権を侵害するものとして、金5万円の損害賠償請求について、訴訟手続きを経ず、先取特権に基づく債権差押を求めた事件	R5.1.24債権差押命令発令 北洋銀行に対する執行済み
22	◎全面勝訴	R4.12.8	函館地裁	R4(ナ)3号	O	O副執行委員長が同上のとおり暖房手当金5万円の債権差押えを求めた事件	R5.1.24債権差押命令発令 北洋銀行に対する執行済み
23	◎全面勝訴	R5.1.11	函館地裁	R5(ナ)1号	K	会社の暖房手当不払いのほか、冬季賞与不払いが団結権侵害に当たるとして、金22万5000円の損害賠償金について、訴訟手続きを経ずに、先取特権に基づく債権差押えを求めた事件	R5.1.25債権差押命令発令 ニモカ(ICカード会社)に対する執行済み
24	不当判決	R5.3.6	函館地裁	R5(ヨ)4号	函館バス支部	会社が函館バス支部に貸与していた駐車場の一部を実力行使で奪取したため、その返還等を仮に求める事件	即時抗告済み ただし、その後、会社は、組合物置前にガードパイプを設置してその理由を不可能にしたり、組合事務所入り口前に向けて監視カメラを設置するなどの行為に及ぶ
25	—	R5.11.10	函館地裁	R5(ヨ)第18号	函館バス支部	会社が10月30日をもって組合事務所敷地にかかる賃貸借契約の解除を通知し、同日をもって明渡を求めていることから、占有妨害に対応する仮処分を申し立てた事件	R5.12.15 第1回審尋期日
26	—	R5.5.12	函館地裁	R5(ワ)第62号	函館バス支部、O	会社の暖房手当、冬季賞与の不払いが団結権を侵害するとして、函館バス支部及び組合員計48名が、会社、社長、U常務に対して計2850万円の損害賠償を求める事件	訴訟提起後、会社は、組合員の脱退勧奨をして、脱退者には賞与を支払うなどしたため、数名の取下げが生じている また、訴状送達後に、会社は、O副執行委員長に対して、出勤停止3か月の懲戒処分をした

番号	結果	申立日	係属先	事件番号	当事者	概要	進捗等
27	違法行為撤回	—	北海道労委	—	道本部、函館バス支部	暖房手当や冬季賞与不払いが、道本部及び函館バス支部が申し入れた集団交渉方式による団体交渉を拒否するものであり、支配介入行為に該当するとして、賃金相当額の支払、ポストノータイス等を求める予定	労働委員会への救済申立てを予定していたが、会社が突如組合員に対して、賞与・暖房手当との違法行為を撤回し、支払いをした。賞与・暖房手当不払いについては救済の利益が喪失することになるため、一応解決済みとして取り扱い、新規申し立ては控えるものとした。 なお、団交拒否は継続されているが、この点については別件申立(R4道委不第3号)にて責任追及済み
28	—	R5.10.6	函館地裁	R5(ワ)第146号	函館バス支部	会社が36協定等をO氏と勝手に締結するなど過去の支配介入行為に対して、函館バス支部が会社、社長、U常務、O氏、S所長らに対して損害賠償を求める事件	R6.1.23第1回期日